

一般社団法人日本総合歯科学会代議員選出規則

第1章 総則

(適用)

第1条 本法人の（以下「本会」という。）の代議員は、本会の定款の定めるほかは、この規則のよって選出される。

(代議員の選出時期)

第2条 代議員の選出は、この規則に従い、2年に一度、行う。

第2章 代議員の選出

(代議員の定数)

第3条 代議員の定数は、60名以上80名以内とする。

2 代議員の定数は、選挙前の3か月前までに理事会において決定する。

(選挙管理委員会)

第4条 代議員の選挙（以下、「選挙」という。）を管理するために、本会に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会規程は、別に定める。

(選挙権の有権者)

第5条 選挙権の有権者は、次の各号にともに該当する者とする。

- 1 会員であって、選挙が行われる年の指定の日までに会員歴2年以上を有する者
- 2 会員であって、選挙が行われる年の前年の11月30日までに当該年度を含めて未納会費がない者

(代議員選挙に立候補できる有権者)

第6条 代議員選挙に立候補できる被選挙権の有権者は、第5条に示す選挙権を有する者とする。

(選挙の公示)

第7条 選挙の公示は、日本総合歯科学会ホームページで行い、投票及び開票の日程を明記する。

(選挙権の有権者名簿)

第8条 選挙管理委員会は、第5条に定める会員について、有権者名簿（会員名簿）

を公表する。

- 2 有権者名簿は、同姓同名の有権者がいる場合には、個人の判別が可能となるよう作成するものとする。

(候補者)

第9条 代議員選挙に立候補できる有権者は、代議員就任の意思確認を経て、候補者に立候補することができる。

- 2 選挙管理委員会は被選挙権を持つ有権者に対し、代議員就任の意思確認を行う。

(候補者名簿)

第10条 選挙管理委員会は、候補者の名簿を作成し公表する。

(選挙広報)

第11条 選挙管理委員会は、候補者の氏名、所属を記載した選挙広報を作成し、選挙権の有権者に投票関連書類とともに郵送する。電磁的記録式投票においては電子的方法によって選挙公報を通知するとともに投票方法を配信する。

(投票)

第12条 投票は、郵送もしくは、電磁的記録式投票によって行う。

- 2 投票は、有権者1名につき5名を連記する。電磁的記録式投票においては5名を選択する。
- 3 有権者は、選挙管理委員会から通知された所定の投票方法によって投票を行い、選挙管理委員会が規定する日時までに確認できるよう投票を行う。
- 4 投票は、無記名とする。ただし、郵送にて投票を行う場合は、投票用封筒は無記名とするが、郵送用封筒には投票する者の住所並びに氏名を記載する。

(開票)

第13条 開票は、選挙管理委員会がこれを行う。

- 2 開票は、選挙管理委員会が公示に記載した期日に行う。
- 3 得票集計票には、開票を行った選挙管理委員が署名する。

(投票の無効)

第14条 次の各号の投票は無効とする。

- (1) 所定の投票方法によって投票をしなかった場合
- (2) 郵送にて投票を行う場合、郵送用封筒に投票する者の住所並びに氏名の記載がなかったもの

- (3) 郵送にて投票を行う場合、投票用紙に4名以下ならびに6名以上の記載がされたもの
- (4) 郵送にて投票を行う場合、被選挙権をもつ有権者以外の者の氏名が記載されたもの
- (5) 郵送にて投票を行う場合、記載された氏名が確認できないもの
- (6) 選挙管理委員会が規定する日時までに投票が確認できなかったもの

(当選の決定)

第15条 代議員は、得票の多い者から、順次、第3条第2項に定める定数までの被選挙権をもつ有権者を当選者とする。

- 2 当落に関わる得票数が同数の場合は、会員歴の長い者を当選者とする。
- 3 当選を辞退する者がある場合は、次点の者を得票数の多い順に繰り上げることとする。
- 4 選挙管理委員会は、選挙結果を、なるべく速やかに、適切な方法で公示する。

(代議員の任期)

第16条 代議員の任期は、その当選した代議員選挙の終了後最初の社員総会の日始まり、2年後に行われる選挙において代議員が決定する前までとする。

(欠員の補充)

第17条 代議員に欠員を生じた場合には、理事長は理事会の議決を経て、次点者を代議員として補充することができる。

- 2 前項の規定によって代議員を補充したときは、理事長は、これをなるべく速やかに、適切な方法で公表する。
- 3 補充した代議員の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

(選挙の疑義)

第18条 代議員の選挙に関する疑義が生じた場合には、選挙管理委員会が疑義解消について審議する。

(変更)

第19条 この規則の改廃は、理事会及び社員総会の議決によって行う。

附 則

- 1 この規則は、2021年10月29日から施行する。
- 2 この規則は、2024年4月26日から施行する。